

## 目黒区が発注する契約からの暴力団等排除について

### 1 趣 旨

近年、他自治体の契約において暴力団等が介入し、資金獲得活動等を行っている実態が明らかになってきており、目黒区が発注する契約においても暴力団等の介入の可能性が考えられます。

こうしたことから、区では区の全ての契約から暴力団等の排除に取り組むため、「目黒区契約における暴力団等排除措置要綱」及び「暴力団等排除に関する特約条項」を策定しました。

### 2 内 容

#### (1) 暴力団等排除の対象となる契約の範囲

工事請負契約だけでなく、売買、貸借、請負など、区の締結する全ての契約

#### (2) 排除対象者の範囲

排除対象となる者の要件は、「暴力団員等が経営に事実上参加していると認められるとき」のみならず「暴力団及び暴力団員等への利益供与」、「暴力団及び暴力団員等の利用」、「暴力団及び暴力団員等との親交」など別表第1号から第6号の措置要件に該当する者とし、区の契約から排除します。

#### (3) 排除の期間

決定した日から24月を経過し、対象となった事実が解消されたことが確認できるまでの間、区の契約から排除します。また、区の契約からの排除に加えて、区の契約の下請負人等からも排除します。

#### (4) 暴力団等による不当介入に対する通報・報告

区の契約の相手方（受注者）が、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人等が不当介入を受けた場合も含む）、警察署への通報と区（発注者）への報告を義務付けます。

また、受注者が警察署への通報又は区（発注者）への報告を正当な理由がなく怠った場合には、状況に応じて契約解除、指名停止措置等を講じます。

#### (5) 連絡協議体制の確立

区と警視庁は、暴力団等を排除するため、相互の連絡協議体制について合意書を締結し、暴力団等排除に向けて相互に協力し、積極的な対応を図ります。

### 3 施行期日

平成23年8月29日

以 上

## 入札参加除外措置の措置要件

入札参加資格を有する者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、下記別表各号に掲げる措置要件に該当する場合

### 【別表】

措置要件		期間
1号	(暴力団員等の経営関与) 暴力団員等である場合又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に事実上参加していると認められるとき。	当該措置をした日から24月。ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。
2号	(暴力団及び暴力団員等への利益供与) いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。	
3号	(暴力団及び暴力団員等の利用) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。	
4号	(暴力団及び暴力団員等との親交) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	
5号	(暴力団関係業者との下請負人等契約) 下請負人等(工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料の購入その他の契約の相手方及び業務委託の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合(再委託)の受託者を指す。)が、前各号のいずれかの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	
6号	(再度勧告相当行為) 入札参加資格者が、勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告に相当する行為があったとき。	

# 警視庁との連絡協議体制

